

令和4年2月現在

当園における新型コロナウイルス対策について（2022.2改訂版）

小桜幼稚園 園長 中川雅史

2020年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから2年が経過し、現在はオミクロン株による新型コロナウイルス第6波の感染拡大が続いています。小学校や保育園、幼稚園、未就学児童の感染も増えて、学級閉鎖や休校も散見されています。

当園の新型コロナウイルス感染拡大予防対策は、国の新型コロナウイルスによる感染防止対策に合わせ、令和4年2月に当園の基準の見直しをいたしました。ご協力の程よろしくお願いいたします。

尚、今後も国や県の安全基準になどの状況を踏まえて、基準の見直しを行うことがあります。

〈基本方針〉

- ① 発熱または咳などの風邪症状がある場合などは、その症状が治癒するまでの間を出席停止とする。
- ② 発熱または風邪症状がある場合などは、解熱後または症状が消滅後24時間経過し体調が回復してから登園する。
- ③ 保護者及び家庭内に発熱または咳などの風邪症状がある場合などはその症状が治癒するまでの間は、園児は登園を見合わせる。保護者及び家庭内の症状が出た方が、解熱後または症状が消滅後24時間経過し体調が回復して、園児の体調も異常ないことを確認してから登園する。
- ④ 以上により欠席の場合は感染症拡大を防ぐためのものであり療養中を含め欠席扱いとしない。

※発熱＝37.5度以下でも発熱がある場合

※体調管理の為に休み中も毎日検温して「健康チェック表」に記入

### 1. 出席停止の判断の目安

「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。

- ・発熱または咳など呼吸器症状がある場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染または疑いと診断された場合

### 2. 出席停止の期間及び登園にあたっての手続き

学校保健安全法大9条により、出席停止は「治癒するまで」となります。登園の再開に当たっては、以下のとおりをお願いいたします。

・新型コロナウイルス感染症以外の場合：「呼吸器症状が消滅し、解熱した後24時間を経過した後」に、本園既定の「治癒報告書」にご記入の上、幼稚園に提出してください。

・新型コロナウイルス感染症と診断された場合：国の基準に照らして、医師の指示によって治癒し登園に支障がないことを確認してください。

※「治癒報告書」（再度添付）

### 3. 濃厚接触者となった可能性がある場合について

濃厚接触者※1となった可能性がある場合は、すみやかに幼稚園に連絡してください。濃厚接触者と診断された場合は、新型コロナウイルス陽性者と最後に接触した日から7日間の自宅待機となります。その間毎朝夕に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5度以上の発熱または呼吸器症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口※2へ相談するとともに、幼稚園に連絡してください。

自宅待機中の欠席は「出席停止」と同様に扱います。

※1「濃厚接触者」とは

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいはおよそ1メートル以内でマスクを外して15分以上の接触があった者（陽性と確認される2日前からの接触を含む）

②新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌物若しくは体液等に直接接触した可能性が高い者をいいます。

※2「相談窓口」は、埼玉県、川口市または自治体のホームページをご参照ください。

※新型コロナウイルスについては日々状況が変化しているため、園児保護者の皆様には、最新の情報を確認し、インフルエンザや風邪の基本的な感染予防対策同様に、手洗い咳エチケット、室内の換気、休養と栄養の摂取等に努めてください。

※今後新型コロナウイルス感染症治療薬の開発等によって、国及び文部科学省等の指針が変更された場合には改訂されることがあります。